

上場会社監査事務所登録細則

制 定 平成19年3月1日

最終変更 平成27年8月7日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この細則は、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第18条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項について定める。

第2章 登録申請等の提出書類

(登録申請書)

第2条 会則第129条第2項の登録申請書は、様式第1号により作成する。

(誓約書)

第3条 会則第129条第2項の誓約書は、様式第2号により作成する。

(登録事務所概要書)

第4条 規則第5条第1項第一号の登録事務所概要書の記載事項は、次の事項とする。

- 一 監査事務所の名称等（名称、組織形態、外国語の名称並びに外国の規制機関に登録している場合の国名等及び規制機関の名称）
- 二 監査事務所の所在地等（郵便番号、監査事務所所在地、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURL）
- 三 監査事務所の代表者（理事長など監査事務所における最高経営責任者の氏名、登録番号及び役職）
- 四 品質管理責任者（品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者の氏名、登録番号及び役職並びに連絡窓口担当者の氏名）
- 五 監査事務所の沿革（設立年月日及び監査事務所の合併等の組織再編がある場合においては、その沿革）
- 六 所属公認会計士の数等（公認会計士である社員等、特定社員、所属公認会計士その他の監査実施者の数並びに公認会計士共同事務所（以下「共同事務所」という。）については全構成員の登録番号及び氏名）
- 七 従たる事務所の数
- 八 会計年度（監査法人の場合）
- 九 監査対象の上場会社等の状況（上場会社の会社数及び会社名等並びに会則第128

条の3第1項の登録の申請をした監査事務所及び同条第4項の品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録された監査事務所においては上場会社と同等と認められる会社の会社数及び会社名等)

十 監査法人の社員等(監査法人の社員又は公認会計士事務所の代表者の登録番号及び氏名。ただし、当該監査事務所が会則第130条第1項の本登録事務所(以下「本登録事務所」という。)である場合は、記載を要しない。)

2 登録事務所概要書は、様式第3号により作成する。

3 規則第5条第4項の登録事務所概要書の開示事項は、次の事項とする。

一 第1項第一号に規定する記載事項のうち、名称及び組織形態

二 第1項第二号に規定する記載事項。ただし、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス及びウェブサイトのURLについては、希望により非公開とすることができる。

三 第1項第三号に規定する記載事項のうち、氏名及び役職

四 第1項第五号から第八号までに規定する記載事項

五 第1項第九号の記載事項のうち、上場会社の会社数

六 第1項第十号に規定する記載事項

(品質管理システム概要書)

第5条 規則第5条第1項第二号の品質管理システム概要書の記載事項は、次の事項とする。

一 品質管理に関する責任の方針及び手続

二 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

三 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

四 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

五 業務の実施

六 品質管理のシステムの監視

七 監査事務所間の引継の方針及び手続

八 共同監査の方針及び手続

九 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

2 品質管理システム概要書は、様式第4-1号により作成する。

(監査契約会社リスト)

第5条の2 規則第5条第1項第三号の監査契約会社リストの記載事項は、次の事項とする。

一 登録申請時の監査契約締結済会社数及び監査契約締結予定会社数

二 前号に規定する会社の名称等

2 監査契約会社リストは、様式第5号により作成する。

(共同監査の具体的方法)

第5条の3 規則第5条第1項第四号の共同の具体的方法は、共同監査の場合に記載するものとし、様式第6号により作成する。

(上場会社と同等と認められる会社の計算書類等)

第6条 規則第5条第1項第六号に規定する細則で定める計算書類等は、次の書類とする。

- 一 会社法第396条第1項に規定する会計監査人の会計監査報告
- 二 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- 三 会社法第444条第1項に規定する連結計算書類を作成している会社にあつては、当該連結計算書類

(定期報告)

第7条 登録事務所(会則第130条第1項に定める登録事務所をいう。以下同じ。)は、規則第9条で定める定期報告として登録事務所概要書を作成することとされている日から登録事務所概要書を提出しなければならない日までの間に、登録事務所概要書の記載事項の内容に変更が生じ、かつ、当該変更が生じた日までに定期報告を行っていない場合には、当該変更に係る変更報告を行うことで定期報告を兼ねるものとすることができる。

- 2 前項の規定により定期報告を兼ねるものとして変更報告を行おうとする登録事務所は、規則第9条に定める日又は、規則第10条に定める日のいずれか早い日までに変更報告を行わなければならない。

(変更報告)

第8条 規則第10条第1項に定める変更報告が、登録事務所概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、次の各号に掲げる変更が生じた記載事項に応じ、当該各号に定める書面を提出するものとする。

- 一 第4条第1項第一号から第十号までの記載事項の変更である場合は、当該変更反映後の登録事務所概要書(様式第3号)
 - 二 前号の変更が監査事務所の名称及び代表者に係るものである場合は、当該変更反映後の誓約書(様式第2号)及び品質管理システム概要書(様式第4-1号)
 - 三 第一号の変更が監査事務所の所在地及び代表者の役職に係るものである場合は、当該変更反映後の誓約書(様式第2号)
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第六号に定める所属公認会計士の数等についてのみ変更が生じた場合(共同事務所についての構成員に係る変更の場合を除く。)は、規則第9条に規定する定期報告をもって、これに代えることができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第九号に定める監査対象の上場会社等の状況に係る変更報告は、3か月の期間毎にまとめて行うことができる。この場合において、4月1日（会計年度を定めている登録事務所にあっては、当該会計年度の開始日）を起点とした各期間の翌月末日までに、第1項第一号に規定する書類を提出するものとする。
- 4 規則第10条第1項に規定する変更報告が、品質管理システム概要書の記載事項の変更に係るものであるときは、品質管理システム概要書変更事項届出書（様式第4-2号）及び当該変更反映後の品質管理システム概要書（様式第4-1号）を提出するものとする。
- 5 規則第10条第2項に規定する細則で定める事項の変更報告については、第1項から前項までの規定を準用する。
- 6 品質管理委員会（以下「委員会」という。）は、変更報告を受理したときは、速やかに、変更後の登録事務所概要書又は品質管理システム概要書を規則第5条第4項の規定により開示するものとする。

第3章 登録の抹消

第9条（削除）

第10条（削除）

（登録抹消の届出等）

第11条 規則第8条第1項の細則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。

一 次の事由により上場会社との監査契約が一切なくなった場合

イ 監査契約を締結している上場会社の上場廃止

ロ 監査契約を締結している上場会社の合併等による消滅

二 監査事務所の組織再編により監査事務所が消滅した場合

2 規則第8条第3項の細則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。

一 次の事由により上場会社と同等と認められる会社との監査契約が一切なくなった場合

イ 監査契約を締結している会社が規則第3条に規定する上場会社と同等と認められる会社に該当しないこととなったこと。

ロ 監査契約を締結している上場会社と同等と認められる会社等の合併等による消滅

二 監査事務所の組織再編により監査事務所が消滅した場合

3 規則第8条第8項の細則で定める日は、委員会が品質管理の状況のレビューの実施

を監査事務所に通知した日とする。

- 4 規則第8条第1項から第3項までの規定による届出及び同条第6項の規定による申出は、様式第7号により行うものとする。
- 5 委員長は、規則第8条第4項、第5項及び第6項の規定により上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿から登録を抹消したときは、当該監査事務所に対し、その旨を通知する。

(登録抹消時の委員会の手続)

- 第12条** 委員会は、規則第8条第1項若しくは第3項の規定による届出又は同条第6項の規定による申出を受けた場合であっても、既に監査報告書が発行されているときには、これらの届出又は申出にかかわらず、会則第128条第2項、第128条の3第3項又は第131条第1項又は第132条の2第1項の規定による決定までの手続をとるものとする。当該決定がなされた場合においては、委員長は、必要に応じてその旨を当該監査事務所又は当該監査事務所が解散している場合にあっては当該監査事務所の代表者等であった会員に通知するものとする。
- 2 委員長は、前項前段の場合において、会則第128条第2項の規定による登録を認めない決定又は本登録事務所に対する会則第131条第2項第二号に規定する措置の決定があったときは、会則第128条第5項又は第131条第4項第二号及び第134条に規定するところに準じて、上場会社監査事務所名簿等抹消リスト（以下「抹消リスト」という。）に記載して開示を行うものとする。
 - 3 委員長は、第1項前段の場合において、会則第132条の2第1項の規定による名簿再登録制限者の指定の決定をしたときは、会則第132条の2第2項及び第134条に規定するところに準じて、名簿再登録制限者管理簿に記載するものとする。

(再申請の場合の取扱い)

- 第13条** 委員長は、規則第8条第9項に規定する場合のうち次のいずれにも該当する場合に、当該監査事務所について第3項に規定する事項を準登録事務所名簿に記載して開示を行うものとする。ただし、当該監査事務所が、抹消リストに記載されている場合は、この限りでない。
- 一 規則第8条第9項に規定する抹消が同条第4項若しくは第6項の規定による抹消又は会則第131条第4項第二号の規定による準登録事務所名簿からの抹消であるとき。
 - 二 規則第8条第9項の申請が前号に規定する抹消に係る第11条第5項又は会則第134条第2項の規定による通知の日から1年以内になされたとき。
- 2 委員長は、次の各号の監査事務所が当該各号に掲げる日から1年以内に会則第128条第1項又は第128条の2第1項の規定による登録の申請をした場合には、当該監査事務所について次項に規定する事項を準登録事務所名簿に記載して開示を行うものとする。

- 一 会則第 128 条の 3 第 3 項の規定により登録を認めないこととされた監査事務所
当該決定に係る会則第 134 条第 2 項の規定による通知の日
 - 二 規則第 8 条第 3 項の規定により届出をした監査事務所 (会則第 128 条の 2 第 1 項
又は第 128 条の 3 第 1 項に規定する登録を申請した監査事務所に限る。)
当該届出のあった日
- 3 第 1 項又は前項の規定により準登録事務所名簿に記載して開示を行う事項は、次の
とおりとする。
- 一 前回の品質管理レビューに関し会則第 131 条第 2 項第一号又は第二号に規定す
る措置がなされた場合においては、当該措置がなされた旨及び概要
 - 二 前回の準登録事務所名簿への登録の審査に係る会則第 128 条の 3 第 3 項の規定
による決定が登録を認めないものであった場合においては、当該決定であった旨及
び概要
- 4 第 1 項又は第 2 項の開示については、第 1 項第二号の通知の日又は第 2 項各号に掲
げる日から 1 年を経過する日まで行うものとする。

第 4 章 措置の判断基準

(措置の判断基準)

- 第 13 条の 2 規則第 11 条第 1 項の細則で定める判断基準は、同条第 2 項各号の区分に
応じ、次に定めるところによる。
- 一 登録事務所が、正当な理由なく品質管理の状況のレビューを拒否し、又は品質管
理の状況のレビューの実施に協力しなかった場合 会則第 131 条第 2 項第二号の
措置
 - 二 レビュー報告書に否定的結論が付されている場合 会則第 131 条第 2 項第二号
の措置
 - 三 レビュー報告書に限定事項付き結論が表明されている場合 その影響及び頻度
を踏まえ、必要に応じて、会則第 131 条第 2 項の措置の可否を検討
 - 四 改善勧告書に、その他の改善勧告事項が付され、かつ、当該改善勧告事項につい
て改善措置が講じられていない場合 その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて、
会則第 131 条第 2 項の措置の可否を検討
 - 五 その他会則第 130 条に定める上場会社監査事務所部会 登録事務所規約に基づ
き、関係規定を遵守しなかった場合 その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて、
会則第 131 条第 2 項の措置の可否を検討

第5章 名簿再登録制限者管理簿等

(名簿再登録制限者管理簿の記載事項)

第13条の3 会則第127条第3項の名簿再登録制限者管理簿には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 名簿再登録制限者である公認会計士の氏名又は名簿再登録制限者である監査事務所の名称
- 二 名簿再登録制限者の登録番号
- 三 名簿再登録制限者が公認会計士の場合において所属する監査事務所がある場合には当該監査事務所の名称
- 四 名簿再登録制限者の指定日
- 五 名簿再登録制限者の指定の原因となった監査業務の概要

(名簿再登録制限者管理簿への記載の有無に関する照会)

第13条の4 会員が、規則第13条の2第2項に規定する名簿再登録制限者管理簿への自らの記載の有無に関し証明を求める場合は、委員会に対し文書により申請するものとする。

- 2 委員会は、前項に規定する申請があったときは、申請者である会員又は当該会員が指定するものに対し名簿再登録制限者管理簿への記載の有無に関する証明書を交付する。

(名簿再登録制限者管理簿の管理等)

第13条の5 名簿再登録制限者管理簿の管理、様式及び取扱い並びに名簿再登録制限者管理簿への記載の有無の照会に係る手続については、委員会が別に定める。

(名簿再登録制限者の指定解除に当たっての確認)

第13条の6 名簿再登録制限者に指定されたものから規則第13条の3第1項第一号又は第二号に該当したことを理由とする指定解除の申請があったときは、委員会は当該申請者（申請者が監査事務所の場合にあっては監査事務所に所属する会員（監査法人においては社員全員。ただし、会則第4条第3項第五号の特定社員を除く。））が継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得していることを確認する。

(継続的専門研修制度により指定解除を受けた会員に対する品質管理レビューの取扱い)

第13条の7 規則第13条の3第1項第三号に該当したことにより指定解除を受けた会員が、指定解除後、最初の通常レビュー対象業務を行った場合には、速やかに品質管理レビューを実施する。

- 2 前項における品質管理レビューは、通常レビュー対象業務その他委員会が指定する業務を対象とする。
- 3 第1項の品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった場合には、次に掲げる対応を検討する。
 - 一 品質管理レビュー実施前監査事務所として準登録事務所名簿に登録されたものに対する上場会社監査事務所名簿への登録の審査の場合 会則第128条第2項の規定による登録を認めない決定
 - 二 上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所に所属する会員が行った監査業務に対し品質管理レビューを実施した場合 当該監査事務所に対し会則第131条第2項第二号に規定する措置を講ずること。

(名簿再登録制限者等の準登録事務所名簿への再登録申請の特例)

第13条の8 名簿再登録制限者であり、又はあったものが、名簿再登録制限者の指定解除の申請と同時に又は指定解除に係る会則第134条第2項に規定する通知をした時から1年を経過しない間に会則第128条の3第1項に規定する申請をしたときは、委員会は、指定解除の審査の際に行われた品質管理の状況のレビューを会則第128条の3第3項の審査に利用することができる。

(名簿再登録制限者の指定再開に関する手続)

第13条の9 会則第134条第1項及び第2項の規定は、会則第132条の3の規定による名簿再登録制限者の指定の再開について準用する。

第6章 組織再編

(組織再編)

第14条 規則第4条に規定する本登録事務所の合併等による組織再編は、次の各号に定める合併又は組織変更をいう。

- 一 本登録事務所である監査法人（以下「登録監査法人」という。）が、他の監査法人（本登録事務所でない監査法人を含む。）と合併した場合
- 二 本登録事務所である個人事務所（以下「登録個人事務所」という。）が、監査法人に組織変更する場合

(合併した監査法人の登録申請)

第15条 前条第一号に該当する合併後の監査法人は、登録申請を要しない。ただし、第19条第2項に該当する場合は、この限りでない。

(組織変更した監査法人の登録申請)

第16条 第14条第二号に該当する組織変更後の監査法人は、登録申請を要する。

(合併した監査法人の変更報告)

第 17 条 第 14 条第一号に該当する合併後の監査法人は、第 19 条第 2 項の規定により登録申請を行う場合を除き、第 8 条第 1 項及び第 4 項に基づく変更報告を行わなければならない。

(組織変更に伴う経過措置)

第 18 条 第 14 条第二号の組織変更に該当する場合において、組織変更後の監査法人の社員が、組織変更前に登録個人事務所として監査契約を締結しており、これを引き続き経過的に実施しているとき（実施中の事業年度に係るものに限る。）は、当該期間について組織変更前の登録個人事務所の登録を継続する。

(組織再編等による品質管理レビュー)

第 19 条 委員会は、第 14 条第一号に規定する合併又は登録監査法人に社員数等の大幅な変動があった場合は、必要に応じて、登録監査法人の監査の品質管理の状況を確認するため、品質管理レビューを実施することができる。

2 委員会は、前項の品質管理レビューを実施した結果、登録監査法人における監査の品質管理の状況が相当に変質している事実があると認めた場合は、相当の期間を定めて登録申請を求めるものとする。

(組織再編等による開示の引継ぎ)

第 20 条 登録監査法人が、監査法人と合併した場合又は個人事務所の加入を受けた場合に、当該監査法人又は当該個人事務所において、次の各号に掲げる措置等の開示が行われているときは、次の各号に定める期間、当該開示を引き継ぐものとする。

一 会則第 128 条第 5 項、第 131 条第 2 項又は第 133 条第 1 項に基づく開示がある場合 委員会が品質管理の状況のレビューを実施し措置等の原因となった事項が改善されていることを確認するまでの期間

二 会則第 132 条第 1 項第三号の開示がある場合 規則第 12 条に規定する開示期間が経過する日までの期間

(解散した登録監査法人の社員等の登録申請)

第 21 条 登録監査法人を脱退した社員、又は解散した登録監査法人の社員であった者が、監査法人又は個人事務所を設立し、上場会社の監査業務を継続する場合は、新たに登録申請を行わなければならない。

(準登録事務所の取扱い)

第 22 条 第 14 条から前条までの規定は、会則第 128 条の 3 第 4 項に規定する品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の

合併等による組織再編について準用する。

(公認会計士共同事務所の取扱い)

- 第 23 条** 共同事務所が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を申請する場合、これに係る手続等は、共同事務所の代表者が行うものとする。
- 2 共同事務所に対する会則第 131 条に規定する措置は、共同事務所を単位として行う。
 - 3 委員会は、登録事務所である共同事務所の構成員が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたときは、当該懲戒処分等を受けた構成員について、その氏名及び規則第 12 条に規定する取扱いの概要を同条に規定する期間開示するものとする。
 - 4 本登録事務所である共同事務所を母体として監査法人が設立された場合であって、従前の共同事務所の構成員が当該監査法人の社員となり、かつ、当該監査法人の品質管理のシステムが従前の共同事務所と同等以上と認められるときは、当該監査法人は、新たに会則第 128 条第 1 項の規定による登録の申請を要しない。この場合においては、当該監査法人は、規則第 10 条の規定により変更報告の届出を行うものとする。
 - 5 前項の規定は、会則第 128 条の 3 第 4 項に規定する品質管理レビュー実施済監査事務所として準登録事務所名簿に登録された共同事務所について準用する。この場合において、前項中「第 128 条第 1 項」とあるのは、「第 128 条の 3 第 1 項」と読み替えるものとする。
 - 6 前各項に定めるものを除くほか、上場会社監査事務所部会における共同事務所の取扱いについては、監査法人に準ずるものとする。

第 7 章 名簿等の開示

(名簿の記載事項)

- 第 24 条** 規則第 17 条第 1 項第六号及び第 2 項第十号の細則で定める事項は、組織再編等、品質管理レビューに関する情報その他委員会が必要と認めた事項とする。
- 2 規則第 17 条第 2 項第六号の細則で定める事項は、次の事項とする。
 - 一 監査報告書に署名した公認会計士の氏名
 - 二 被監査会社の名称
 - 三 監査報告書の日付
 - 四 前号の監査報告書の日付において当該公認会計士が所属していた監査事務所の名称
 - 3 前項の事項の記載は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）により開示されている同項第二号の被監査会社の有価証券報告書（当該被監査会社が当該有価証券報告書提出時に上場されていた場合のものに限る。）に含まれる直近 5 年間の監査報告書に基づき行うこととする。
 - 4 規則第 17 条第 3 項第五号の細則で定める事項は、事由の発生日、開示期間そ

の他委員会が必要と認めた事項とする。

(名簿等の開示)

第 25 条 上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び抹消リスト並びに誓約書、登録事務所概要書、品質管理システム概要書及び規則第 5 条第 1 項第五号の説明書類は、本会ウェブサイト上で開示する。

(自己責任の原則)

第 26 条 誓約書、登録事務所概要書、品質管理システム概要書及び規則第 5 条第 1 項第五号の説明書類は、登録事務所が自己の責任に基づき、作成し、提出したものであり、委員会が当該開示内容に保証を与えるものではない。

2 委員会は、前項に規定する書類を本会ウェブサイトに掲載するに当たり、当該書類が、登録事務所の責任に基づき作成されたものであり、委員会が当該開示内容に保証を与えるものではない旨を記載するものとする。

第 8 章 雑 則

(相 談)

第 27 条 会員は、上場会社監査事務所部会への登録等について、委員会に相談することができる。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 18 日改正)

この改正規定は、平成 21 年 3 月 19 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以後の登録申請、定期報告及び変更報告から適用する。

附 則 (平成 21 年 4 月 15 日改正)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 9 日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書 (様式第 2 号) を施行日から 1 か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は、この改正規定による改正後の誓約書 (様式第 9 号) 及び事務所概要書 (様式第 10 号) を施行日から 1 か月以内に提出するものとする。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所である共同事務所は、この改正規定による改正後の第 18 条第 1 項の定めるところにより登録を受けた共同事務所とみなす。
- 3 この改正規定の施行の際現に平成 22 年 7 月 7 日改正前の公認会計士等の事務所名称及び公認会計士共同事務所の事務所名称の登録に関する取扱要領第 3 条第 1 項に規定する共同事務所の構成員であり、かつ、個人事務所として上場会社監査事務所部に登録を受けている公認会計士が、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度において引き続き当該共同事務所の構成員として上場会社を監査する場合には、当該共同事務所の代表者は、平成 24 年 3 月 31 日までに会則第 128 条第 1 項の規定による登録の申請をしなければならない。

附 則（平成 23 年 5 月 18 日改正）

この改正規定は、上場会社監査事務所登録規則第 7 条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 3 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 23 年 8 月 4 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正規定の施行の際現に登録監査事務所等である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第 2 号）を施行日から 1 か月以内に提出するものとする。
- 3 この改正規定の施行の際現に準登録事務所である事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第 9 号）を施行日から 1 か月以内に提出するものとする。

附 則（平成 24 年 8 月 31 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において会則第 130 条第 1 項に規定する本登録事務所又は会則第 128 条第 3 項に規定する本登録審査中の事務所である監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第 2 号）を施行日から 1 か月以内に提出するものとする。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所は、この改正規定による改正後の誓約書（様式第 2 号）、品質管理システム概要書（様式第 4 - 1 号）及び品質管理システム概要書 変更事項届出書（様式第 4 - 2 号）を施行日後最初に到来する定期報告の提出期日までに提出するものとする。

附 則（平成 27 年 6 月 17 日改正）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 18 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、平成 27 年 7 月 1 日前に実施された品質管理レビューの結果に基づいて行われるべき上場会社監査事務所部会に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 8 月 7 日改正）

この改正規定は、会則第 6 章の改正について、金融庁長官の認可があった日（平成 27 年 9 月 17 日）から施行する。